

住宅瑕疵担保責任任意保険
タイル工事に係る特約条項

(保険金を支払う場合)

- 第1条 この特約が付帯された住宅瑕疵担保責任任意保険契約において、付保住宅のタイル工事の瑕疵に起因して当該タイルが剥落した場合（当該付保住宅においてタイルが剥落した時点で発生していたタイルの浮きまたは亀裂を含みます。以下「タイル工事に係る保険事故」といいます。）において、被保険者が発注者等に対してタイル工事に係る保証責任を履行したことによって生じた損害について、住宅瑕疵担保責任任意保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条の規定にかかわらず、タイル工事に係る保険金を支払います。
- 2 前項の規定にかかわらず、付保住宅にタイル工事に係る保険事故が生じた場合において、被保険者の倒産等を含め被保険者が相当の期間を経過してもなおタイル工事に係る保証責任を履行しないときに、発注者等は、タイル工事の瑕疵によって発注者等に生じた損害についてタイル工事に係る保険金を請求することができます。

(用語の定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の各号の定義に従います。

(1) タイル

付保住宅の外壁（手すり壁を含みます。）に設置されたタイルをいいます。

(2) タイル工事に係る保証責任

被保険者が発注者等と行った約定に基づく、民法第415条、第541条および第542条ならびに第562条および第563条または同法第559条において準用する同法第562条および第563条に規定する担保の責任をいいます。

(3) タイル工事に係る事故原因調査費用

タイル工事に係る保険事故が発生したことにより付保住宅の修補が必要となる場合において、タイル工事に係る保険事故が発生した原因の調査に要する費用をいいます。ただし、事前に当社が必要かつ妥当と認めた場合に限ります。

(4) タイル工事に係る保険金

当社が普通保険約款および他の特約条項に基づき支払う保険金とは別に、この特約条項の規定により支払う保険金をいいます。

(5) 瑕疵

住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条第5項に規定する瑕疵をいいます。

(普通保険約款の読み替え)

第3条 この特約においては、普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合）第1項から第5項までの規定を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 「保険金」とあるのは「タイル工事に係る保険金」
- (2) 「構造耐力上主要な部分等」とあるのは「タイル工事」
- (3) 「保険事故」とあるのは「タイル工事に係る保険事故」

2 この特約については、普通保険約款18条（発注者等の直接請求権）第1項から第6項までの規定を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 「保険事故」とあるのは「タイル工事に係る保険事故」
- (2) 「瑕疵担保責任」とあるのは「タイル工事に係る保証責任」
- (3) 「保険金」とあるのは「タイル工事に係る保険金」

(損害の範囲)

第4条 この特約において、当社がタイル工事に係る保険金を支払うべき損害の範囲は、次の各号に掲げる負担費用とします。

- (1) タイルの剥落、浮きおよび亀裂を修補するために被保険者が支出すべき直接修補に要する費用（付保住宅を修補するために必要とされる材料費、労務費その他の直接費用をいい、タイル工事の瑕疵に起因する当該付保住宅の他の部分の修補に要する直接費用を含みます。また、保険開始日における設計・仕様・材質等を上回る修補を行ったことにより増加した費用を除きます。）。ただし、修補に代えて代替物の引渡しにより履行の追完を行う場合、代金の減額もしくは報酬の返還を行う場合、損害賠償金の支払いを行う場合または契約の解除を行う場合には、実際に修補を行ったとした場合に要する直接費用を限度とし、代替物の引渡し、代金の減額もしくは報酬の返還、損害賠償金の支払いまたは契約の解除によって代位取得するものがある場合はその価額を控除するものとします。
- (2) 被保険者または発注者等が付保住宅のタイル工事の瑕疵を発見し、当該付保住宅の修補の必要な範囲、修補方法および修補費用を確定するための調査費用ならびにタイル工事に係る事故原因調査費用。ただし、事前に当社が必要かつ妥当と認めた場合に限りします。
- (3) 被保険者が付保住宅の修補期間中に、転居を余儀なくされた発注者等から請求を受けた、宿泊、住居賃貸または転居に要した費用。ただし、事前に当社が必要かつ妥当と認めた場合に限りします。
- (4) タイル工事に係る保証責任に関する解決について、被保険者が当社の承認を得て支出した訴訟、裁判上の和解もしくは調停または仲裁もしくは示談に要した費用
- (5) 被保険者が求償権を保全するために必要な費用。ただし、事前に当社が必要かつ妥当と認めた場合に限りします。

(1 住棟あたりの保険金支払方法および支払限度額)

第5条 当社が支払うべき前条第1号から第5号までのタイル工事に係る保険金の額は、1回のタイル工事に係る保険事故（1住棟につき同時に発見されたタイル工事に係る保険事故をいい、原因となった瑕疵の異同、発生のおよび部分または修補請求の数にかかわらずのものとし、）につき次の各号の負担費用の合計額に、縮小して補割合80%を乗じた額とします。

(1) 前条第1号の負担費用の合計額から免責金額10万円を控除した額。ただし、1回のタイル工事に係る保険事故の発生時点で普通保険約款第1条第1項の保険事故が含まれており、当該保険事故において普通保険約款第6条第1項第1号に規定する免責金額10万円を控除している場合は前条第1号の負担費用の合計額とする。

(2) 前条第2号から第5号までの費用の合計額

- 2 当社が1住棟につき保険期間を通じて支払うタイル工事に係る保険金は、前条第1号から第5号までの負担費用を通算して、保険証券記載の額を限度とします。
- 3 当社が本保険証券で支払うべきタイル工事に係る保険金の総額は、当社が同一事業年度（4月1日から1年の間とします。）に締結したすべての住宅瑕疵担保責任保険契約および住宅瑕疵担保責任任意保険契約（以下「住宅瑕疵担保責任保険契約等」といいます。）により保険期間を通じて支払われるタイル工事に係る保険金を通算して、20億円を限度とします。
- 4 当社が同一事業年度の間当社に報告がなされたすべてのタイル工事に係る保険事故に対して支払うタイル工事に係る保険金の総額は、当社が締結した住宅瑕疵担保責任保険契約等により支払われるタイル工事に係る保険金を通算して、20億円を限度とします。
- 5 当社が1被保険者に対して発行する保険証券の数にかかわらず、当社が1被保険者に対して支払うタイル工事に係る保険金の総額は、同一事業年度中にこの特約条項が付帯された保険証券が発行された付保住宅に係るタイル工事に係る保険金を通算して1億円または当該事業年度に引き渡したこの特約条項が付帯された住宅瑕疵担保責任保険契約等のタイル工事に係る保険金額を通算した金額の10%のいずれか高い額を限度とします。

(普通保険約款および他の特約条項との関係)

第6条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款および他の特約条項の規定を適用します。